

議案番号	件 名								
提案課名	内 容								
報告第1号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市市税条例の一部を改正する条例の制定)								
税 務 課	<p><b>【関係法令】</b> 地方税法（昭和25年法律第226号）</p> <p><b>【改正趣旨】</b> 高規格堤防の整備に伴う建替家屋にかかる固定資産税減額措置を整備する等とした地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布、同年4月1日に施行されたこと等に伴い、当該条例についても早急に改正する必要があるため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る固定資産税減額措置の創設 高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合に当該家屋の固定資産税の税額を最初の5年度分、次のとおり減額する。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="512 1149 1442 1330"> <thead> <tr> <th>家屋の種別</th> <th>減額割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅（居住部分）</td> <td>2 / 3 減額</td> </tr> <tr> <td>（非居住部分）</td> <td>1 / 3 減額</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の家屋</td> <td>1 / 3 減額</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>その他所要の規定の整備等</li> </ul>	家屋の種別	減額割合	住宅（居住部分）	2 / 3 減額	（非居住部分）	1 / 3 減額	住宅以外の家屋	1 / 3 減額
家屋の種別	減額割合								
住宅（居住部分）	2 / 3 減額								
（非居住部分）	1 / 3 減額								
住宅以外の家屋	1 / 3 減額								